

公益社団法人 山梨県建設技術センター 指名競争入札による契約事務取扱要領

(目的)

第1条 公益社団法人山梨県建設技術センターの発注に係る工事又は製造の請負、工
用材料の買入れ及び調査、測量、設計、管理等の委託の契約に係る競争入札を行う
場合における入札その他の取扱いについては、この要領の定めるところによるもの
とする。

(入札参加者の資格等)

第2条 入札に参加しようとする者は、山梨県の入札参加資格認定者名簿（建設関連業
務）に登録された者でなければならない。

(予定価格)

第3条 理事長は入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に付する業務の価
格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予
定価格調書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の場合において、当該契約が一定期間反復して行う業務であるときは、総額に
代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、総務部長とし、総務部次長（置かれていない場合にあっては総
務企画課長）がその職務を代理することができるものとする。

2 入札執行者は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、1回に限り、速やかに
再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うものとする。ただし、あらかじめ予
定価格を明らかにして行う入札については、再度入札は行わない。

3 入札執行者は、入札結果について、次のとおり公表するものとする。

(1) 落札決定した場合 落札金額及び落札者名

(2) 再度入札を行う場合 最低入札金額

(見積期間)

第5条 入札参加者への通知は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令第6条
第1項に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。

(入札等)

第6条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しな

なければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、別記第1号様式により作成し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第7条 指名を受けた者は、入札書を入札箱へ投入するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、別記第4号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けけることはない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(入札者の失格等)

第9条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし入札又は再度入札に参加することはできないものとする。

- (1) 入札期日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき

- (2) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき
 - (3) 入札期日において、山梨県の建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中であるとき
 - (4) 入札期日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているとき
 - (5) 入札期日において、銀行取引停止となったとき
 - (6) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき
 - (7) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき
 - (8) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき
 - (9) 公正な取引を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき
 - (10) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき
- (無効となる入札)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 記名押印を欠く入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 明らかに連合であると認められる入札
 - (7) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (落札者の決定)

第11条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 第1項の最低制限価格は、理事長が決定する額とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これ

に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札結果の公表)

第13条 入札結果については、次のとおり公表する。

(1) 落札決定した場合 落札金額及び落札者名

(2) 再度入札を行う場合 最低入札金額

(落札者等に対する通知)

第14条 契約担当者は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに落札者に通知するものとする。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第16条 請負及び委託契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の

一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第17条 入札をした者は、入札後、この要領、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札金額見積内訳書)

第18条 入札参加者は入札開始前までに入札金額見積内訳書を提出するものとする。

付 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。